

仕様書

1 委託業務の名称

「京都の若者が世界の多彩な才能と交流する仕組みづくり」企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施する内容等について最低限の基準を定めたものであり、実際の委託契約締結時には、受託者の提案を踏まえ変更する場合がある。

4 事業の趣旨・目的

文化を基軸とした都市経営を進めている京都市が、「広く世界と交流し、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」として持続的に成長するためには、海外からの活力を生かすグローバルな取組が必要である。

海外には、京都の神社仏閣、自然、景観、文化、食などからインスパイアされ、様々なイノベーションの創発を希望するクリエイティブ人材（※1）が多数存在する一方で、受け入れ、知の交流が持続的に行われる仕組みや、受け皿となる施設や人材等が不足しており、知的交流の機会を喪失している。

このような課題に対し、これまで京都市内の公民問わず様々な施設・団体において行われてきたアーティスト・イン・レジデンス（※2）を拡大し、狭義の「アーティスト」とにとどまらないクリエイティブ人材を京都に呼び込み、地域や若者・学生とつなげることによって、知的交流を促し、関係人口、交流人口の増加や、優れた才能の集積を目指すことを目的とする。

※1 新たな価値を創造する人材（例：科学者、技術者、大学教授、作家、芸術家、デザイナー、社会を変革する起業家や投資家等）

※2 アーティストが一定期間ある土地に滞在し、常時とは異なる文化環境で作品制作等を行うこと。また、当該滞在制作を支援する事業のこと。

5 業務の内容

本事業の趣旨・目的を理解したうえで、以下に掲げる業務を行うこと。本事業の目的に適うと思われる、委託金額内で実施可能なアイデア等がある場合は、積極的に独自提案を行うこと。

(1) ネットワークの構築等

レジデンス事業（※）に係る情報交換等を行うため、海外のクリエイティブ人材等の本市への滞在や、作品制作・発表のサポートなどを行っている団体間のネットワークを構築するとともに、その団体等が実施するイベントなどの情報発信を行う。

※ 国外からアーティストを一定期間（概ね1か月～3か月程度）招へいし、滞在中の活動を支援する事業

(2) モデル事業の実施及び令和6年度モデル事業のフォローアップ

海外のクリエイティブ人材を新たに受け入れようとする団体等をサポートし、新規のレジデンスのモデル事業（4件以上）を実施するとともに、令和6年度にモデル事業を実施した団体等（※）については、今後もレジデンス事業を継続できるようフォローアップを行う。

なお、モデル事業等の実施に当たっては、海外からの招へい者と地域や若者・学生との交流のコーディネートや、レジデンス施設等のイベント等の情報発信などにより、交流を促す取組を提案すること。

また、モデル事業のうち少なくとも1件以上は、令和7年度に15周年を迎えるニュー・ブランシュKYOTOと連携した事業を提案すること。

※ 令和6年度のモデル事業等の取組については、次のページを参照すること。

<https://www.notion.so/in-Residence-Kyoto-12d244a9faec802aafa7ffd4fce6e152>



(3) クリエイターの海外派遣

京都芸術センターと連携し、京都で活躍するクリエイターを海外のレジデンス施設へ派遣することにより、海外のレジデンス施設等とのネットワークを構築する。

(4) レジデンスのノウハウ等のアーカイブ化、成果報告会の実施

海外のクリエイティブ人材の受け入れに係るノウハウの共有を目指し、本事業の活動全体の記録やレジデンスのノウハウをアーカイブ化するとともに、成果報告会を実施する。

(5) 広報

本事業において、効果的な広報手法を検討し、実施すること。チラシ、ポスターを作成する場合は、市と数量を調整すること。

(6) 本事業の仕組みの検討

法解釈を含めたレジデンスのノウハウの検討・整理を行うとともに、有識者等との意見交換を踏まえた令和8年度以降の仕組みを検討する。

(7) 運営管理

- ア 委託業務全体のスケジュール管理
- イ 委託業務における支出に関する証票の管理
- ウ 実施に必要な下見や事前調整及びそれらに係る調整や手配
- エ 関係者、関係団体との連絡調整

6 報告書

次に掲げる資料について、委託業務完了後速やかに作成し、電子データで京都市に提出すること。

(1) 業務完了報告書

- (2) その他当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料

7 支払手続

委託業務完了後、京都市において上記「6 (1) 業務完了報告書」の内容等に基づき履行を確認したうえで、受託者の請求により支払う。

ただし、業務遂行にあたり事前に資金を必要とする場合は、受託者の申し立て及び請求により前金払いを行う。

8 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。ただし、受託者の知的財産を活用した成果の取扱いについては契約書で定めるものとする。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、本市の指示に従うこと。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。